

## 部門編修委員会 運営要綱

### (役 割)

第1条 部門編修委員会は、部門誌の編修に関する事項について、具体的な審議を行う。

### (審議事項)

第2条 部門編修委員会の審議事項は次の各項とする。

- 1 部門誌の編修に関する事項（論文特集の企画、掲載題目・執筆内容および執筆者・閲読者の選定など）
- 2 投稿論文等に関する事項（論文委員会が分担）
- 3 部門誌編修スケジュールの進捗状況の把握
- 4 論文委員会メンバーの選定
- 5 その他部門編修に関する事項

### (構 成)

第3条 部門編修委員会の構成は次による。

委員長	副部門長
副委員長	部門編修担当（2名以下）
幹 事	2名
委 員	論文委員会主査および副主査、学識経験者（20名以下）

2. 幹事、委員は委員長が選定し、部門役員会の承認を得た後、会長名で委嘱する。

### (下部組織)

第4条 本委員会の下部組織として、投稿論文等に関する事項の具体的な審議を行うため「論文委員会」を設置する。

### (任 期)

第5条 幹事・委員の任期は2年とし、毎年半数を3月末に改選する。

### (開 催)

第6条 委員会は定例で開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、別で開催することができる。

### (事 務)

第7条 事務局は電気学会編修出版課とする。

### (付則)

1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成8年3月25日、編修会議において改定。
3. 本運営要綱は平成9年7月24日、編修会議において改定。
4. 本運営要綱は平成9年7月24日より施行する。
5. 本運営要綱は平成9年10月1日、理事会において一部改正。
6. 本運営要綱は平成24年4月13日、編修会議において改正。
7. 本運営要綱は平成24年4月13日より施行する。